

## 正会員誓約書

一般社団法人 酵素フード協会 御中

私は、貴会へ入会するにあたり、貴会を退会する際の下記の事項について誓約いたします。

1. 私は、貴会を退会する際、貴会で得た資料及び複製物(電子ファイルや電子データを含む)に関する一切の権利は貴会に帰属することを再度確認するとともに、これらを自らの利益、または第三者の利益に資する目的のために退会后一切使用、利用しないことを誓約いたします。
2. 私は、貴会を退会する際、貴会の商標権、意匠権等のもとより、貴会の保有するノウハウ、アイデア等その他それらに付帯する一切の情報及び教材その他著作物等の知的財産に関する一切の権利も、貴会に帰属することを前項同様再度確認するとともに、退会后もこれらの権利を侵害しないことを誓約いたします。
3. 私は、貴会退会后は、貴会で得た一切の情報(貴会の秘密情報及び受講者をはじめとする貴会関係者の個人情報を含む)を自らのために、あるいは第三者のために、開示、漏えいもしくは使用しないことを誓約いたします。  
また、次に掲げる事項に関しては特に注意し、貴会を退会する際に再度確認し、退会后は厳守することを誓約いたします。
  - ①貴会退会后は、貴会の会員であった期間に撮影し、もしくは取得した講座その他貴会に関連する一切の画像をインターネット、SNS、書籍その他いかなる媒体を通じても公開、発信あるいは使用しない。
  - ②前号同様、貴会退会后は、「酵素スムージー」「酵素フード」「酵素スイーツ」等の、貴会特有の用語も、公開、発信あるいは使用しない。
  - ③前二号同様、貴会退会后は、「カシューナッツ」を使用したレシピ等の、貴会特有の講座内容、情報、ノウハウ等も、公開、発信あるいは使用しない。
4. 私は、貴会会員その他認定活動関係者あるいは貴会の講座受講者らに対し、退会の勧誘・他の団体への引抜き行為等をしないことを誓約いたします。
5. 私の責の帰すべき事由により、本誓約書記載の誓約事項が守られず、貴会が損害を受けた場合は、貴会会員規程第11条のとおり、貴会に損害を賠償いたします。

平成 年 月 日

住所.....

氏名.....

# 一般社団法人 酵素フード協会 会員規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この会員規程(以下「本規程」)は、一般社団法人 酵素フード協会(以下「協会」)定款の規定に基づき、協会の会員(以下「会員」)に関して、必要事項を定め、また会員の心得、規範を明確にし、会員の地位の安定及び協会の安定的な運営の確保を目的とする。

### (本規程の適用)

第2条 本規程は、協会と会員の間に適応し、協会は本規程の下、運営を行う。また、協会が随時発表する諸規定も、本規程の一部を構成する。

### (会員の種別)

第3条 協会定款に規定する会員は、次の各号のいずれかに該当する法人及び団体とする。

- ①正会員 協会の目的に賛同して入会した個人、法人及び団体
- ②賛助会員 協会の目的に賛同し、賛助を目的に入会した法人及び団体

## 第2章 入会申込等

### (入会申込及び基準)

第4条 会員になろうとする個人、法人及び団体は、協会が定める入会申込書を、協会に提出し、協会が定める資格認定料と協会入会金を納入する。

- 2 前項の入会申込みに対しては、次の各号に掲げる基準をもとに、協会が、入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。
  - ①成年被後見人又は被保佐人でない者であること
  - ②入会申込書に偽名等虚偽の事項の記載が無いこと。
  - ③入会申込書から、会員として相応しいと認められる個人、法人及び団体であること
  - ④講座受講から1カ月以内であること。
  - ⑤講座内を行う資格認定試験に合格し、資格を取得していること。

### (会員資格有効期間)

第5条 会員資格有効期間は、4月1日～3月31日とする。

- 2 会員資格有効期間は、協会が入会を承認し、入会金の払込があった日から3月末日までとする。

### (入会金・年会費及び特典)

第6条 会員は、次に掲げる年会費を協会の指定する方法により納入する。

- ①正会員(個人) 1口 年会費 12,000円
- ②正会員(法人) 1口 年会費 20,000円
- ③賛助会員 1口 年会費 12,000円

- 2 会員は、各種イベント・セミナーへの優待、メールマガジンの配信等の特典を受けることができる。特典の詳細に関しては別途協会がこれを定める。

## 第3章 変更等

### (変更手続)

第7条 会員は、その氏名(法人等の場合はその商号)、住所(本店)、電話番号、電子メールアドレス等に変更があったときは、遅滞なくその旨を協会に通知しなければならない。

- 2 前項の規定に係わらず、会員が通知を怠った場合、そのことに起因する会員の不利益に関しては、一切協会は其の責を負わない。

### (退会)

第8条 会員が、協会を退会しようとするときは、協会が定める誓約書兼認定取消希望届を、2月28日までに必ず書留にて協会宛に提出する。提出がない場合は1年間自動更新とする。

### (会員資格の喪失)

第9条 次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、会員は、その資格を喪失する。

- ①協会宛に退会届書等の提出をしたとき
- ②本人の死亡、又は会員である団体が消滅したとき
- ③会費等を滞納し、且つその督促に応じなかったとき
- ④本規程第10条の禁止行為を行ったとき
- ⑤その他前各号に準ずる事実があったとき

- 2 前項の規定により、会員資格の喪失があった場合、既支払済の会費等は返還されないものとする。

## 第4章 禁止行為等

### (禁止行為)

第10条 会員は、次の各号に該当する行為をしてはならない。なお、会員が本条項に反した行為を行った場合、協会は、直ちに当該会員資格を剥奪し、損害の発生が発覚した場合、損害を被った当事者は、

第11条の定めにより損害賠償を当該会員に対し請求することができる。

- ①協会の承諾なく、協会の名称、又その活動趣旨、内容、協会名簿等を、個人や他の特定団体の利益に資する目的で宣伝・営業活動に使用、利用する行為。
- ②協会又は協会関係者の財産、プライバシーを侵害し、又は侵害するおそれのある行為。
- ③協会又は協会関係者を誹謗中傷し、又は名誉を傷つけるような行為。
- ④協会又は協会関係者の著作権その他知的財産権を侵害し又は侵害するおそれのある行為。
- ⑤法令に違反し、又は違反するおそれのある行為。
- ⑥その他前各号に準ずる行為。

### (損害賠償)

第11条 会員の責に帰すべき事由により、本規程に定めた内容が守られず、協会が損害を受けた場合は、損害が発生したという事実をもって社会通念上相当の損害賠償を会員に請求出来るものとする。

## 第4章 秘密情報等

### (秘密情報等)

第12条 本規程の対象とする情報は、秘密情報及び個人情報(以下「秘密情報」)とする。

- 2 秘密情報とは、会員が協会から提供された情報及び本規程に関連する情報であって、ノウハウ、アイデア等の営業上、技術上、財産上、その他有益な情報及び秘密とされるべき情報をいう。但し、そのうち開示することとなった協会が書面によって事前に承諾した情報については除外する。
- 3 個人情報とは、会員が協会から提供された情報及び本規程に関連する情報、並びに協会の関係者に関する情報のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、識別番号、記号、符号、画像、音声、その他の記述等により特定の個人を識別できるもの(当該情報だけでは識別ができない場合であっても他の情報と容易に照合することができ、これにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)をいう。

### (秘密情報等の開示、漏洩、目的外使用の禁止)

第13条 会員は、秘密情報等について、厳密に秘密を保持するものとし、第三者に開示あるいは漏洩し、また、本規約の目的以外に使用してはいけない。

- 2 前項に違反し、損害の発生が発覚した場合、損害を被った当事者は、損害額の立証を必要とせず、損害が発生したという事実をもって社会通念上相当の損害賠償を会員に対し請求することができる。

### (知的財産権の取扱い)

第14条 第12条の秘密情報等その他一切の情報、協会から会員に提供される教材、書籍、ビデオその他の著作物等(以下「本件知的財産」)に関する一切の権利は、協会に帰属し、かつ会員には移転しない。

- 2 会員は、本件知的財産が協会の営業秘密、著作権、その他の知的財産権であることを認識し、本件知的財産について、これらの侵害、又は侵害の助勢をおこなわない。
- 3 会員は、協会からの書面による承諾なくして、録音、録画、撮影その他のいかなる方法または媒体によるものかを問わず、協会認定講座その他協会から得た情報等の内容を記録しないものとする。当条項及び前条は、会員がその資格を喪失した後も効力を有する。

### (商号及び商標等の利用)

第15条 協会の商号及び商標等を個人的の為に、又はその他の目的で利用する場合は、事前に協会の書面による承認を得ることを要する。

## 第5章 改正等その他

### (規程の改正)

第16条 本規程は、協会の円滑な運営実施のため、協会が必要と認めるとき、協会理事の決議により改正することができる。

- 2 前項の場合、改正後の規程は、協会のサイト上への掲載、電子メール、書面その他の方法により、会員に通知した時点からその効力を生ずる。

### (免責)

第17条 協会は、協会の故意又は重大な過失から生ずる会員の損害を除き、いかなる理由にても会員の損害についてその責を負わない。

### (合意管轄)

第18条 本規程に関して紛争が生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則 本規程は、平成26年8月1日より施行する。